

令和5年（再）第4号 再生手続開始申立事件

決 定

大阪市中央区森ノ宮中央1丁目19番16号
再生債務者 白井松器械株式会社
代表者代表取締役 山下 太郎

主 文

本件再生手続を終結する。

理 由

本件につき、再生債務者は、再生計画を遂行したので、再生債務者の申立てにより、主文のとおり決定する。

令和8年1月9日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 中 尾 彰

裁判官 吉 澤 邦 和

裁判官 原 田 宗 輔

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 石 原

